

# 福岡県公報

平成19年9月7日  
第2725号

## 目次

告示(第1651号—第1664号)

過疎地域自立促進特別措置法に基づく村道の改築工事の開始 (道路建設課) .....	1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) .....	2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) .....	2
公共測量の実施 (土木管理課) .....	2
公共測量の実施 (土木管理課) .....	3
土地改良区の清算人の退任 (農地計画課) .....	4
県営土地改良事業計画の決定 (農地計画課) .....	4
大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) .....	4
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	4
公共測量の実施 (土木管理課) .....	4
公共測量の実施 (土木管理課) .....	5
公 告	
一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	5
福岡県土木部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催	

(企画課) .....	7
福岡県土木部・建築都市部公共事業再評価検討委員会の開催 (企画課) .....	7
選挙管理委員会	
政治団体の設立届 (地方課) .....	8
政治団体の届出事項の異動届 (地方課) .....	9
政治団体の解散届 (地方課) .....	11
資金管理団体の指定届 (地方課) .....	11
資金管理団体の届出事項の異動届 (地方課) .....	11
資金管理団体の指定取消等の届出 (地方課) .....	12
内水面漁場管理委員会	
区画漁業の漁場計画に係る公聴会の開催 (水産振興課) .....	13
正 誤	
目次(平成18年8月30日福岡県公報第2577号)中正誤 .....	14
過疎地域自立促進特別措置法に基づく町道の改築工事の開始(平成 18年8月福岡県告示第1633号)中正誤 .....	14
土地改良区の役員の就任及び退任(平成19年8月福岡県告示第1464 号)中正誤 .....	14

## 告 示

福岡県告示第1651号  
 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基づき村道の改築工事を開始するので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第7条第2項の規定により、次のように告示する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
-----	------	-------	---------

杷木宝珠山線	朝倉郡東峰村大字福井991番1 先から同郡同村大字福井750番 1先まで	道路改良工事	平成19年9月7日
--------	--	--------	-----------

福岡県告示第1652号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2及び法第15条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称  
株式会社テイク
- (2) 所在地  
久留米市高良内町2605番地の17
- (3) 代表者  
代表取締役 古賀 郁子

2 行政処分の内容

- (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- (2) 産業廃棄物処理業の許可の取消し
- (3) 産業廃棄物処理施設設置の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年8月23日

4 処分の理由

事業者が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条第5項第2号二の規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号及び法第15条の3第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第1653号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分を受けた事業者

- (1) 名称  
有限会社ダイテツ
- (2) 所在地  
久留米市高良内町2605番地17
- (3) 代表者  
代表取締役 小宮 強

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年8月23日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号二の規定に該当して法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第1654号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

## 公共測量（福岡県営土地改良事業深野地区確定測量業務）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
築上郡築上町	平成19年8月20日から 平成20年3月19日まで

福岡県告示第1655号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業松田地区確定測量業務）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
京都郡みやこ町	平成19年8月20日から 平成20年3月19日まで

福岡県告示第1656号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業垂水地区確定測量業務）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間

築上郡上毛町

平成19年8月20日から  
平成20年3月19日まで

福岡県告示第1657号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通大臣から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（土地活用促進調査）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市	平成19年8月30日から 平成20年3月30日まで

福岡県告示第1658号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 測量の種類

公共測量（地形図・用地実測図作成測）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市二日市南四丁目地域	平成19年8月27日から 平成19年11月30日まで

福岡県告示第1659号

解散した清算法人福地土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
高 島 次 夫	直方市大字永満寺2061
森 山 真 男	" 大字畑150
安 永 清 一	" " 219
古 田 作 治	" 大字永満寺1351
高 島 穂 積	" " 1997
吉 田 家 富	" 大字上境1877
森 明 敏	" " 1959

福岡県告示第1660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営上秋月地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成19年9月7日から 平成19年10月10日まで	朝倉市役所

福岡県告示第1661号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出を変更する旨の届出があったので、同法第8条第8項にお

いて準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日  
平成19年8月23日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名 称 ファッションモール筑後店  
(2) 所在地 筑後市大字山の井670番2外
- 変更の概要

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
24時間	午前6時から午後11時まで

福岡県告示第1662号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字山田字井手口2990 - 9、2991 - 2、2991 - 3
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡久山町大字山田3007の3  
有限会社 しらいしホーム産業 代表取締役 白石 高博

福岡県告示第1663号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区	平成19年8月1日から 平成19年9月31日まで

福岡県告示第1664号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区外	平成19年8月2日から 平成19年11月30日まで

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

捜査用車両賃貸借契約

福岡県警察組織犯罪情報管理システム用サーバー等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成20年1月1日から平成22年12月31日までの間

平成19年10月1日から平成24年9月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平19年9月18日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の契約実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2237
- 5 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付  
(1) 期間等  
平成19年9月7日（金）から平成19年9月18日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで  
(2) 場所  
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限  
(1) 提出場所  
4の部局とする。  
(2) 受領期限  
平成19年9月18日（火）午後6時00分  
(3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 9 開札の場所及び日時

- (1) 場所  
入札説明書による。
- (2) 日時  
平成19年9月19日（水）午前10時00分  
平成19年9月19日（水）午前10時15分
- 10 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金  
見積金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保（小切手については、金融機関が振り出し又は支払保証したもの）を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合  
(2) 契約保証金  
見積金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保（小切手については、金融機関が振り出し又は支払保証したもの）を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

## 公告

平成19年度福岡県土木部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第1回）が次のよ

うに公開されるので、公告する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 日時

平成19年9月14日午後2時00分

## 2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号

福岡県吉塚合同庁舎 特3会議室

## 3 予定議案

- (1) 道路事業（一般国道200号 片島交差点）について
- (2) 道路事業（一般国道443号 三橋瀬高バイパス）について
- (3) 河川事業（楠田川）について
- (4) 河川事業（矢部川）について
- (5) 河川事業（沖端川（広域））について
- (6) 河川事業（沖端川（高潮））について

## 4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

## 5 問い合わせ先

福岡県土木部企画課企画班（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3696）

## 公告

平成19年度福岡県土木部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（第2回）が次のように公開されるので、公告する。

平成19年9月7日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 日時

平成19年9月21日午後1時30分

## 2 会場

福岡市博多区吉塚本町13番50号  
福岡県吉塚合同庁舎 特3会議室

## 3 予定議案

- (1) 河川事業（多々良川）について
- (2) 河川事業（長峽川）について
- (3) 河川事業（紫川）について
- (4) 下水道事業（御笠川那珂川流域下水道）について

## 4 会議の公開

会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場にて開会30分前から受付を行うので、開会10分前までに申し込むこと。ただし、傍聴席に限りがあるため、申込者が10名を

超えた場合は抽選により傍聴者を決定する。

## 5 問い合わせ先

福岡県土木部企画課企画班（福岡市博多区東公園7番7号 電話092 - 643 - 3696）

### 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年9月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成19年7月1日～7月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党福岡県久留米市第三支部	田中大雅	米澤美枝子	久留米市野中町559	平成19年7月9日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
坂井たかひさ後援会	坂井隆久	保利辰興	筑紫郡那珂川町片縄8丁目141	平成19年7月2日
世界平和連合福岡県連合会	佐々木純二	佐々木純二	小郡市寺福童496-11-506	平成19年7月3日
にじ農政連	諫山茂樹	瀧内敏夫	うきは市吉井町350-1	平成19年7月12日
林繁実後援会	角杉清貴	林晋央	京都郡苅田町富久町2丁目22-15	平成19年7月31日

福岡県農政連みい支部	光安章夫	西山政樹	久留米市北野町今山856	平成19年7月10日
山内つよし後援会	山内剛	矢野康隆	三井郡大刀洗町大字山隈1717-2	平成19年7月11日
Y・R's	竹原睦子	竹原睦子	行橋市中央2丁目13-10	平成19年7月17日

(7団体)

福岡県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から

届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成19年7月1日～7月31日

(政党の支部)

る。

平成19年9月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党大川支部	主たる事務所の所在地	大川市大字酒見512・513 秋田事務所内	大川市大字榎津734	平成19年7月18日	平成19年7月23日
	会計責任者	添 島 喜 久 雄	佐 々 木 徹		
自由民主党春日那珂川連合支部	代 表 者	渡 辺 英 幸	大 久 保 戦 雄	平成19年7月4日	平成19年7月4日
	会計責任者	上 野 彰	渡 辺 英 幸		
自由民主党福岡県トラック支部	代 表 者	原 重 則	二 又 大 榮	平成19年5月29日	平成19年7月5日
自由民主党福岡県陸運支部	代 表 者	小 田 孝 幸	中 尾 和 毅	平成19年7月1日	平成19年7月12日

(4団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		

いえはら松夫後援会	代表者	橋口甚之輔	家原松夫	平成19年7月12日	平成19年7月13日
伊塚ひろし後援会	主たる事務所の所在地	京都郡苅田町大字尾倉3425 - 3	京都郡苅田町大字尾倉3741 - 2	平成19年7月6日	平成19年7月10日
入江真徳を励ます会	代表者	入江典子	入江真徳	平成19年5月20日	平成19年7月11日
梅崎あきひこ後援会	主たる事務所の所在地	柳川市七ツ家476 - 2	柳川市七ツ家511 - 1	平成19年1月10日	平成19年7月6日
北九州市建設関連協議会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区引野1丁目12 - 18	北九州市小倉北区金田1丁目5 - 1	平成19年7月1日	平成19年7月4日
くみさか英昭後援会	団体名称	くみさか英昭後援会	組坂英昭後援会	平成19年4月1日	平成19年7月4日
	主たる事務所の所在地	嘉麻市西郷177 - 2	嘉麻市上臼井1248 - 1		
坂井たかひさ後援会	会計責任者	坂井純子	保利辰興	平成19年7月4日	平成19年7月5日
とちぎ義博後援会	主たる事務所の所在地	福岡市早良区西新5丁目15 - 24 - 202	福岡市早良区百道浜1丁目3 - 13 - 305	平成19年5月21日	平成19年7月25日
福岡県筑後地区税理士政治連盟	代表者	石井克樹	原貞文	平成19年7月13日	平成19年7月17日
	会計責任者	福田敏治	諸富信輔		
福岡県トラック事業政治連盟	代表者	原重則	二又大榮	平成19年5月29日	平成19年7月5日
福岡地区トラック政治研究会	代表者	大富政明	原重則	平成19年5月24日	平成19年7月5日
ふくおか都市環境研究会	主たる事務所の所在地	福岡市早良区西新5丁目15 - 24 - 202	福岡市早良区百道浜1丁目3番13 - 305	平成19年5月21日	平成19年7月25日
福博政経研究会	代表者	福田衛	福田康男	平成19年7月10日	平成19年7月10日
ますだ哲也後援会	主たる事務所の所在地	田川郡糸田町2146 - 3	田川郡糸田町2010	平成19年7月1日	平成19年7月9日
山下けんじ後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区高宮5丁目4 - 25 - 1002	福岡市南区若久2丁目21 - 21	平成19年5月1日	平成19年7月11日

(15団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年9月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年7月1日～7月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
荒木辰二後援会	平成19年7月15日	平成19年7月20日
いえはら松夫後援会	平成19年7月12日	平成19年7月13日
入江真徳を励ます会	平成19年7月11日	平成19年7月11日
佐藤善郎後援会	平成19年6月30日	平成19年7月4日

受付期間 平成19年7月1日～7月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
坂井隆久	那珂川町議会議員	坂井たかひさ後援会	筑紫郡那珂川町片縄8丁目141	坂井隆久	平成19年7月2日	平成19年7月2日

(1団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第130号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成19年7月1日～7月31日

資金管理団体の届出事項の異動届をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		

柴田金治後援会	平成19年3月31日	平成19年7月6日
白石寿幸後援会	平成19年7月1日	平成19年7月20日
瀧本輝幸後援会	平成19年7月1日	平成19年7月24日
松永清美後援会	平成19年7月30日	平成19年7月30日

(8団体)

## 福岡県選挙管理委員会告示第129号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年9月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

平成19年9月7日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

伊 塚 弘	苅田町議会議員	伊塚ひろし後援会	主たる事務所の所在地	京都郡苅田町大字尾倉3425 - 3	京都郡苅田町大字尾倉3741 - 2	平成19年7月6日	平成19年7月10日
大 島 九州男	参議院議員	Local Political Party孫悟九	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	平成19年1月25日	平成19年7月27日
組 坂 英 昭	嘉麻市議会議員	くみさか英昭後援会	団体名称	くみさか英昭後援会	組坂英昭後援会	平成19年4月1日	平成19年7月4日
			主たる事務所の所在地	嘉麻市西郷177 - 2	嘉麻市上臼井1248 - 1		
栃 木 義 博	福岡市議会議員	ふくおか都市環境研究会	主たる事務所の所在地	福岡市早良区西新5丁目15 - 24 - 202	福岡市早良区百道浜1丁目3番13 - 305	平成19年5月21日	平成19年7月25日
福 田 衛	福岡市議会議員	福博政経研究会	代表者	福 田 衛	福 田 康 男	平成19年7月10日	平成19年7月10日
山 下 謙 二	福岡市議会議員	山下けんじ後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区高宮5丁目4 - 25 - 1002	福岡市南区若久2丁目21 - 21	平成19年5月1日	平成19年7月11日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第131号

平成19年9月7日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指  
定取消届等があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成19年7月1日～7月31日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
佐 藤 善 郎	太 宰 府 市 長	佐 藤 善 郎 後 援 会	佐 藤 善 郎	平成19年6月30日	平成19年7月4日
福 田 衛	福 岡 市 議 会 議 員	福 田 ま も る 後 援 会	福 田 衛	平成19年7月9日	平成19年7月10日

(2団体)

(2) 法第19条第3項第2号による届出

代表者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
家原松夫	福岡県議会議員	いえはら松夫後援会	福岡市早良区早良7丁目13-12	平成19年7月13日
入江真徳	福岡県議会議員	入江真徳を励ます会	福岡市中央区渡辺通5丁目16-6-402	平成19年7月11日

(2団体)

備考

いえはら松夫後援会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は家原松夫である。

入江真徳を励ます会については、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は入江真徳である。

## 内水面漁場管理委員会

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、区画漁業の漁場計画にかかると利害関係人の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

平成19年9月7日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原口敏治

1 開催日時

平成19年9月14日（金）午前10時30分から

2 開催場所

福岡市博多区吉塚本町13-50

福岡県吉塚合同庁舎7階 特5会議室

3 議題

内水面における区画漁業の漁場計画について

4 利害関係人の範囲

(1) 漁業権者

(2) 漁業協同組合関係者

(3) 新規希望者

(4) その他の利害関係者

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・8・30	2577	目次		1			3		村道	町道
		告 示	1633	1			後ろか ら5		村道	町道
							後ろか ら3		第7条第2項	第8条第2項
19・8・1	2709	告 示	1464	17					先本清	先本清己